

パブリックコメントの実施結果について

■意見募集の概要

募集期間	令和6年12月23日（月）～令和7年1月22日（水）
閲覧方法	市ホームページに掲載したほか、市役所2階情報公開室、各市民センター、図書館、すこやかセンター、生涯学習センターに配架
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見提出者数	3人
意見の提出方法	電子メール3件

■玉野市パートナーシップ宣誓制度（案）への意見

意見への対応方針／A：反映する、B：反映しない、C：その他・感想等

区分	意見の概要	市の考え方	対応方針
1	・ 当該制度は、戸籍上同性のカップルにとって必要な制度ですので、賛成します。	—	C
2	・ 県外に住む同性愛者である当事者です。異なる地域からの意見ですが、制度を成立させていただきたく、制度に賛成する旨意見を送ります。	—	C
3	・ 通称名の使用について、トランスジェンダーなどで戸籍名を変更していないものの、生活の実態は異なる氏名を使用していることは多々あるので、当該制度について賛成します。	—	C
4	・ 現に婚姻している両性について、市長が必要と認めるときは宣誓を行うことができるようにしていただきたい。 <理由> ・ トランスジェンダーである場合、戸籍と外見が異なるため何らかの手續等の場面において混乱が生じ、現場でカミングアウトを強いられることがある。 ・ これらの場面において、宣誓書受領証等を提示することで、声に出さずと	・ 本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによるストレスや苦痛、及び生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としております。 ・ 一方又は双方が性的マイノリティであるものの、戸籍上は男女であることから既に婚姻関係にあるが、何らかの事情により戸籍	A

区分	意見の概要	市の考え方	対応方針
	も、性的マイノリティであることが理解される。	の性別変更をすることができず、自身の性自認及び表現する性が戸籍上の性別と相違し、日常生活において不便を生じている方が存在しているという実態を踏まえ、「当該宣誓に係る相手方以外の配偶者がいない場合」は、宣誓を行うことができることとします。	
5	性的マイノリティだけでなく、同性カップル、異性カップルを区別せず、異性の婚姻していないカップルも利用できるようにしていただきたい。	- 本制度は、法的に認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じている人の生活上の不便や不安感の軽減を目的として導入するものです。 - 婚姻制度を利用しない異性間の事実婚については、本制度の目的とは異なる性質であることから、本制度の対象外とします。	B